

ご存じですか？地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員



民生委員・児童委員とは？

民生委員法と児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受け、社会福祉を推進するため様々な活動を行う、地域で一番身近な相談・支援のボランティアです。一定の区域を担当し、支援が必要な方々に対して、必要に応じた福祉サービス等の情報提供を行います。また、自らも住民の一員として、地域福祉を推進する活動に参加しながら、地域に密着した相談・支援活動に取り組んでいます。

皆さんがお住まいの地域に、民生委員・児童委員と呼ばれる方がいるのをご存じですか。地域で暮らしている方の身近な相談相手として、必要な支援を行うのが民生委員・児童委員の存在です。誰もが住みよい地域づくりのために活動している民生委員・児童委員についてぜひ知っていただき、活動へのご理解とご協力をお願いします。

どんなことをしているの？
民生委員・児童委員の活動には、7つの機能があります。

- ①社会調査**
生活の実態や福祉ニーズの把握に努めます。そのため、担当区域内の家庭を訪問することがあります。
- ②相談**
地域住民がかかえる生活上の問題について、親身になって相談のります。
- ③情報提供**
福祉の制度・サービスの情報提供をします。
- ④連絡通報**
適切な福祉サービスが得られるよう関係機関との間に立つ連絡役を果たします。
- ⑤調整**
必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。
- ⑥生活支援**
快適な生活ができるよう生活支援活動をします。
- ⑦意見具申**
生活上の問題点や改善策について、関係機関に意見を提起します。



新春とみぐすく版子どもカルタ大会



フェスタinまかば

具体的には

- 子どもの成長を見守ります**
 - 子育て支援のサロン運営
 - 夜間下校時の安全パトロール
 - 不登校児・家庭へのサポート
- 高齢者の健康を見守ります**
 - 一人暮らし高齢者の見守り訪問活動
 - 地域ふれあいデイサービスの運営、協力
- 行政・関係機関と連携して支援活動を行います**
 - 社会福祉協議会、市町村、学校、警察との連携
 - 地域自治会、こども会との連携
 - 子育て支援ネットワークづくりへの協力

こちらの協議会では、子ども達が地域に愛着を持つきっかけとなるように、拠点となる児童館に子ども達を集めて、委員の皆さんが作成した「とみぐすく版カルタ大会」を行ったり、児童・生徒の見守りのため、学校訪問を行ったりしています。また、災害時における高齢者や障がいのある方達の安全確認や避難誘導といった地域防災活動に備えて、地震津波避難訓練への参加も行っています。

生活に関して困っていることはありませんか？

民生委員・児童委員は、近隣による見守りと、各機関と連携した支援活動を行っています。福祉についてのご相談や困りごとがありましたら、区域担当の民生委員・児童委員にご相談ください。
秘密は守られます
民生委員・児童委員には守秘義務が課されています。相談内容や秘密が第三者に知られることはありません。

どのように選ばれるの？

各市町村に設置された民生委員推薦会が知事に推薦し、さらに知事から厚生労働大臣に推薦します。その後、厚生労働大臣が決定し、民生委員・児童委員として認められます。任期は3年となっております。欠員のある市町村においては、募集は随時行われています。

・地域の実情を知っており、住民が気軽に相談できるような方などです。
民生委員・児童委員の推薦候補者を募集しています
県内の民生委員・児童委員の必要人数は2,368人と決められています。現在、県全体で300人程不足しています。関係機関と連携しながら、誰もが安全で安心して暮らせる環境を作っていくことは、民生委員・児童委員の活動の一つです。地域の仲間と住みよい地域づくりを目指し、地域の最も身近な相談相手として活動していただける方は、ぜひお住まいの市町村担当課などにお問い合わせください。

民生委員・児童委員に関するお問い合わせは

- ・お住まいの市町村の民生委員担当課
 - ・お住まいの市町村社会福祉協議会
 - ・沖縄県民生委員児童委員協議会
- TEL 098-882-5813

民生委員・児童委員の活動事例

民生委員・児童委員は市町村内の小地域ごとに設置された民生委員児童委員協議会に所属しています。各協議会では、研修会や学校訪問、地域行事の準備、参加等さまざまな活動を行っており、その中から、豊見城市第3民生委員児童委員協議会（長嶺中学校区）の取り組みをご紹介します。



第3民児協、豊見城高校、真嘉部コミュニティセンター 沖縄県合同地震津波訓練

各市町村に設置された民生委員推薦会が知事に推薦し、さらに知事から厚生労働大臣に推薦します。その後、厚生労働大臣が決定し、民生委員・児童委員として認められます。任期は3年となっております。欠員のある市町村においては、募集は随時行われています。